

愛玩動物による新たな外来種の侵入・拡散防止に関する地域課題 WG 検討状況報告

1. 平成 27 年度までの検討結果

- 「小笠原村における愛玩動物対策の基本的考え方」を策定
- 愛玩動物を飼養することを容認しつつも、外来種リスクを低減することを基本的な理念とする（人とペットと野生動物の共生を目指す）ことを確認
- 適正飼養に関する普及啓発の強化、登録制をはじめとした新たな制度の導入に向けた課題の整理を進めることを確認

2. 平成 28 年度の検討体制

- 当面、平成 27 年度に設置した愛玩動物 WG について、新規アドバイザーの招へいと、構成メンバーの位置づけの整理をおこなった上で、検討を継続

名称	愛玩動物による新たな外来種の侵入・拡散に関する地域課題ワーキンググループ
管理機関	環境省、林野庁、東京都、小笠原村（事務局）
関係団体	小笠原自然文化研究所、小笠原野生生物研究会、小笠原観光協会、小笠原海運 *母島観光協会には、今後議論の内容に応じて出席を依頼
アドバイザー	島しょ保健所小笠原出張所 獣医師 木村 哲子 島内開業獣医師 浅沼 博文 飼い主の会代表 宮川 空 東京都獣医師会 理事 中川 清志 神奈川大学法学部 准教授 諸坂 佐利

3. 議論の経過

（1）第 1 回WG（5 月 26 日開催）の概要

- 世界遺産センター・動物種対処室運営について情報共有
 - 人とペットと野生動物が共存して暮らせる島づくり推進計画案を報告
- ⇒ 議題が具体的ではなく、過去の WG で議論された内容を踏まえた進捗が図れなかった

（2）第 2 回WG（8 月 18 日開催）の概要

- 動物対処室運営の検討状況、推進計画案を報告
 - 現行の愛玩動物管理の課題と、それに対応するためのシンプルな制度案について討議
- ⇒ 以下のような点を確認

- ・ 観光客や村民への効果的な広報を行うため、小笠原特有のリスクの説明や制度的な裏付け、飼い主とのコミュニケーションを取る人材が必要
- ・ 実効的な運用のため、村民への分かり易さという点からも、シンプルな制度が望ましい

- ・持ち込んでも良い種のリスト（ホワイトリスト）の方が運用面でシンプルなため、使用を制限する種のリスト（ブラックリスト）との使い分けなどを検討。

（3）第3回WG（12月2日開催）の概要

■第2回WGまでの議論を踏まえて想定されるシンプルな制度案を試行的に条文化して運用面での課題を検討

⇒「小笠原村愛玩動物の適正管理に関する条例」（WG検討にあたっての試案）

項目	条文	概要
	前文	・WGで議論してきた基本的な考え方を反映
目的	第1条	・人とペットと野生動物の共存を通じた生態系保全を目的に規定
定義	第2条	・対象は全ての動物群を想定 ・飼い主のほか、一時滞在飼い主を規定
各者の責務	第3条 ～第5条	・村及び村民、飼い主、一時滞在飼い主の責務を規定
飼養登録、持ち込み申告に関する規定	第6条 ～第11条	・ペットの飼養・持ち込みを原則禁止 ・認められる愛玩動物（ホワイトリスト）とその条件を規定 ・飼養登録の義務 ・一時滞在飼い主の事前申告の義務 ・条例遵守の誓約書提出の義務
適正飼養に関する規定	第12条 ～第19条	・屋内飼養の義務 ・汚物の適正処理、繁殖制限の義務 ・飼養数の制限 ・遺棄・放出の禁止
指導、勧告、命令、費用弁償、過料	第20条 ～第23条	・遺棄・放出時の原因者負担（費用弁償）を規定 ・過料5万円を規定

4. 今後の進め方

- ・条文をベースに、運用面での具体的課題の抽出を継続
- ・おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会の事業（世界遺産センター・動物対処室の運営）を通じて、運用面での体制を構築